社会福祉法人長慶会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員が、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 令和5年10月1日 ~ 令和6年9月30日までの1年間
- 2. 内容

目標 1: 計画期間内に育児休業の取得を次の水準以上にする。

男性職員・・・・取得率 50%以上にすること

女性職員・・・・取得率 80%以上にすること

<対策>

○令和 5 年 10 月~ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討(代替要因の確保、業務体制の見直しなど)・実施

目標 2: 子供が保護者である職員の働いている職場の見学ができる 令和6年3月までの「子供参観日」を令和6年9月まで実施する。

<対策>

- ○令和5年10月 ~ 職員へアンケート実施
- ○令和5月11月 ~ 職員への参観日の周知
- ○令和5月12月 ~ 参観日実施・次回に向けての検討